

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年5月20日現在

機関番号：32617

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22530517

研究課題名（和文）フランスにおける市民参加の実態と理論に関する研究：「共和制モデル」
変容の視点から研究課題名（英文）A study on the theory and reality of citizen participation in France:
In the perspective of transformation of the republican model

研究代表者

中野 裕二 (NAKANO YUJI)

駒澤大学・法学部・教授

研究者番号：10253387

研究成果の概要（和文）：フランスはここ20年以上前から、徐々に市民を多様な方法で参加させる手続や審議組織を法制度上整備してきた。それは「地域型」の住区評議会、「テーマ型」の公開意見聴取などの手続と種々のテーマ別審議会、そして利用者代表アソシエーションの参加保障である。しかし、現状ではフランスの市民参加は代議制民主主義の補完的役割にとどまっており、その意味で「共和制モデル」変容と結論することは直ちにはできない。

研究成果の概要（英文）：For over twenty years, procedures and deliberation organizations that involve citizens in public decision-making have been introduced in France. It is the district councils, the public inquiry, thematic advisory committees and the participation system user associations. Until now, citizen participation in France plays a complementary role of a representative system. So we can't say that the development of citizen participation means the transformation of "republican model".

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2011年度	700,000	210,000	910,000
2012年度	800,000	240,000	104,000
年度			
年度			
総計	2,600,000	780,000	3,380,000

研究分野：政治社会学

科研費の分科・細目：社会学C・社会学

キーワード：フランス、市民参加、共和制

1. 研究開始当初の背景

(1) フランスの伝統的な社会編成原理は、「公的領域」－「私的領域」の明確な分離に基づく二元的社会観に立脚する（「共和制モデル」）。「公的領域」における市民の平等と「私的領域」における人の自由の両立を目指すのが「共和制モデル」の意義である（中野裕二『フランス国家とマイノリティ――共生の「共和制モデル」』国際書院、1996年）。しか

し今日、「共和制モデル」は変容を迫られている（中野裕二「多文化主義とフランス共和制」三浦信孝編『来るべき民主主義』藤原書店、2003年、中野裕二『転換期のフランス共和制研究』科研費報告書、2004年）。こうした状況において、フランスの「共和制モデル」の変容の方向性を明確化することが研究課題である。

(2)本研究は、「共和制モデル」の変容の諸側面のうち、政策過程における市民参加に着目する。フランスではこれまで、「共和制モデル」に立って、市民の政策過程への参加は、個別利益の実現を主張する「私的領域」の「公的領域」への介入であり、市民の平等を侵すものとみなされてきた。

(3)しかし、その一方で、政策決定過程への市民参加のための制度が、1970年代以降徐々に整備されてきたのもまた事実である。この制度は「地域型」と「テーマ型」に区別できる。「地域型」としては、近接民主主義法(2002年)の「住区評議会」がある。この制度の設置を支えたのが、「民主主義とは市民による公的事柄の最適な管理である」という民主主義観の転換であるといわれる。「テーマ型」では、雇用・職業訓練政策の決定に関する労働者・失業者の参加、環境・ナノテクノロジー・遺伝子組み換え物質等に関する合意形成のための市民会議、公衆衛生分野での利用者の決定過程への参加などが個別法によって整備された。すなわち、特定の利益・関心を共有する市民や特定地域の住民が自らの利益を表明するだけでなく、個別利益を公共利益へと転換するプロセス、すなわち決定過程にも参加する制度が整備されている。

(4)こうした参加制度は、伝統的な「共和制モデル」では説明できない。「共和制モデル」はあたかも変容したかのように見える。研究代表者自身も、一連の地方制度改革・近隣民主主義法を素材にして、伝統的な「公的領域」－「私的領域」の二元的社会観に立つ「共和制モデル」から、「公的領域」－「公共領域」－「私的領域」の「トライアングル・モデル」への変容を試論的に論じたことがある(中野裕二「フランス共和制の変容」宮島喬ほか編『地域のヨーロッパ』人文書院、2007年)。「共和制モデル」の変容を市民参加に焦点を当てて実態面と思想面から検証することが不可欠である。

2. 研究の目的

(1)本研究は次の2点の解明を具体的目的とする。すなわち、①「住区評議会」の運用実態と②「地域型」「テーマ型」市民参加制度の参加民主主義的意義の解明である。

(2)①については、フランス主要都市の「住区評議会」に焦点を当て、住民参加の仕組みがどれだけ定着しているのか、住民の意向が政策決定にどれだけ実効的に反映されているのかを明らかにする。

(3)②については、「住区評議会」創設を定めた2002年法の審議過程・国会委員会報告書

や上記の「テーマ型」市民参加制度を定めた個別法の審議過程・国会委員会報告書のなかから、これら制度の思想的背景を抽出し、その類似性と相違性を明らかにする。

(4)そして、①②の知見を総合し、研究代表者がかつて提示した「トライアングル・モデル」に当てはめることで、フランスの社会編成原理の「共和制モデル」から「トライアングル・モデル」への変容を検証する。

3. 研究の方法

(1)研究目的で示した「住区評議会」の運用実態の解明については、「住区評議会」の構成、審議テーマ、審議結果の政策への反映、参加住民の「住区評議会」に対する認識を明らかにする。

そのための方法は、自治体とコンタクトをとり資料から運用実態を把握する段階と、事前調査では十分に把握できなかった点、事前調査内容をより詳しく把握するために調査対象である自治体に赴き、聞き取り調査等を行う段階に分けられる。

(2)研究目的で示した「地域型」「テーマ型」市民参加制度の参加民主主義的意義の解明については、「住区評議会」創設を定めた2002年法と「テーマ型」市民参加制度を定めた個別法の審議過程・国会委員会報告書から思想的背景を抽出し、さらにはフランスの参加民主主義に関する理論研究の成果を付加することで、これら制度の参加民主主義論から見た意義を明らかにする。

4. 研究成果

(1)はじめに

ここでは、「市民参加」を次のように広い意味で定義する。すなわち、市民参加とは、代議制民主主義の制度上のプロセス(選挙、議会制度、その決定プロセス)を超えて、市民が、公的政策の実施を通して実現される社会生活に関する選択に貢献することである。そして、それを可能にする公式な制度を対象とする。具体的な市民参加の場面は多様である。例えば、政治的決定プロセスに載せるべきテーマの選択のための事前審議の場面、議会の決定の参考となる所見を提示する場面、決定された政策内容を現場に適用する場面、政策効果の測定とその解釈の場面、政策指針の代替案の提示の場面などである。

研究を進める過程で、参加手続を「地域型」「テーマ型」に区別するのは別の区別方法にも接したが、ここでは当初研究計画通り「地域型」「テーマ型」に分けて、フランスにおける市民参加制度を紹介することで、市民参加の実態を明らかにする。次に、市民参加の意義と限界に触れながら、「共和制モデ

ル」変容という視点でこの市民参加の制度上・実態上の充実をどのように評価できるかを述べる。

(2)「地域型」市民参加制度

①「地域型」の市民参加の制度は、1982年12月31日法によって、パリ、リヨン、マルセイユの3つの特別市に設置が義務づけられた「発意と利益に関する区委員会」が最初である。しかし、それを大都市一般に拡大したのが、2002年の「近接民主主義法」によって人口8万以上のコミューン（基礎自治体）に設置が義務づけられた「住区評議会」である。住区評議会は、市議会の諮問委員会の1つと位置づけられ、コミューンをいくつかに区分した近隣住区に関する諸問題について諮問を受ける。また、市長は住区に関する決定事項、特に都市政策に関する決定事項に関しその検討・実施・評価に住区評議会を参画させることができる。近接民主主義法は住区評議会の名称・構成・活動を各市議会の決定に任せているので、「住区評議会」の実態はコミューンにより様々である。

ここでは、2002年の法律以前から住区評議会の原型となる組織を設けていたリール市、地区住民の自主的活動が主導しているマルセイユ市、参加者を限定しない形式をとっているボルドー市を例にとり、住区評議会の実態を明らかにする。

②リール市の場合、各住区評議会の議長はリール市議会議員の中から市長により指名され（住区担当助役がそれにあたる）、他のメンバーは当該住区住民と住区アソシアシオンの代表の中から市議会によって指名される。議長以外のメンバーは、次の3つのグループが同数で構成される。すなわち「市議会議員」、住区で活動し議長によって推薦される「アソシアシオン代表」、有権者登録名簿から抽選される「住民」である。

リール市の住区評議会は、当該住区で活動するアソシアシオンに対する補助金の給付案、当該住区に関係する種々の機構へのコミューン代表者の指名案、公的調査にかかる住区区域の全体またはその一部を対象とする計画、住区の一部または全体にかかわる都市計画スキーム案と地域都市計画プラン（PLU）修正案、その実行が住区区域の全体または一部について予定されている開発作業案について審議し、市長に意見を述べる。

市長室担当者へのヒアリングによれば、リール市の住区評議会は、「市長・市議会の施策を各住区で住民と共に実践する場」として構想されている。住区評議会を構成する3つのグループのうち、「市議会議員」は議会の会派構成を反映し、「アソシアシオン代表」は住区担当助役である議員の指名による。こ

のように、住区評議会も議会多数派を反映するよう構成されている。「政治的意見の対立は市議会で闘わせるべき」とであるという考えに基づき、住区評議会は住民とともに施策を実践する場として位置づけられている。

③リールの「住区評議会」が市当局主導で運営されていたのに対し、住区住民のアソシアシオン主導で運営されているのがマルセイユの事例である。正確に言えば、リールやその他大多数のコミューンの「住区評議会」が市議会の議決で設置されたのに対し、マルセイユには2002年法で設置が義務づけられる市議会の議決による「住区評議会」は存在しない。それまで活動してきた「住区利益委員会」（以下、「CIQ」）が、2002年法上の住区評議会として承認されているだけである。

CIQは1901年法に基づくアソシアシオンであり、その連合組織は政府により公益性が承認されている団体である。現在、人口約80万人のマルセイユ市（16の特別区）に215のCIQが存在する。計算上住民4000人に1つのCIQが存在することになり、住民に身近な団体であることがわかる。

CIQとしてもっとも重要な点は、CIQが住区住民と種々の決定者との間の「インターフェース」（interface）の役割を果たす点であるとされる。CIQの第2の役割は、CIQが独立した住民合議勢力である点である。CIQは住区住民の団体として、住民が望むすべての分野（治安、教育、雇用、衛生・社会活動、環境、都市計画、娯楽、文化など）について、住民に身近な団体であるという「近接性」の利点を生かし、住区のあらゆる情報や住区住民の意見を集め、逆に住民に必要な情報や知識を専門家の支援を受けながら説明する。その結果、住区住民とともにCIQが施策や計画案について意見表明を行う。また、CIQの側からコミューンに提案を行う場合もある。

CIQは市当局と住民との間の仲介役であると同時に住民とともに市当局に意見を表明する主体でもある。CIQがこのような自らの役割や使命を設定するのは、その拠って立つ参加民主主義に対する考え方による。

マルセイユ市のCIQによれば、住民が自治体の政策に接近するとき、理論的には3つの段階が考えられる。第1は政策や計画に関する情報（文書および画像・映像）が住民に理解できる用語で説明される「情報提供」（information）である。第2は、提供された情報に関して関係住民の意見が聴取される「公聴」（consultation）である。そして第3は、住民が政策や計画の案の変更や修正、改善に参加する「合議」（concertation）である。「情報提供」は住民が説明を受けるだけであり、「公聴」は市当局が住民の意見を聴き、それを参考に（もしくは出された意見

にもかかわらず) 市当局が決定を行う。これに対し、「合議」は市当局とともに住民が政策案や計画の策定や修正に参加する。公式の決定機関は市議会であるので、市議会決定に先立ち市議会の委員会やその他の場において「合議」が行われることになる。

CIQの元代表へのヒアリングによれば、CIQの考える参加民主主義とは「合議」である。「合議」は、住民が自らの意見を表面できる「場」の設定から始まるが、市当局や市議会議員が日時と議題を設定するのでは「情報提供」や「公聴」に終わりがかねないので、CIQでは「合議」を実効的なものとするためにCIQが議題と日時を設定し、必要であれば適切な専門家の派遣を要請しているという。また、総連合はマルセイユ市と協定を締結し、マルセイユの施策の策定にかかわる委員会の構成員となっている。このように、CIQの具体的役割は「合議」の場の設定と「合議」における住民団体として参加し意見を表明することであるといえよう。

④ストラスブール市の住区評議会は3つのグループから構成される。1つは住区住民であり、住区評議会の定員の3分の2を占める。2つは当該住区で活動するアソシエーションである。3つは職能団体であり、応募した職能団体の中から抽選される。ボルドー市の場合、住区評議会は誰でも参加できる政策実施説明会のような形をとっており、上記の「情報提供」に「公聴」を加えたような形をとる。

⑤以上のように、フランスの住区評議会の構成や活動内容、その位置づけはコミューン毎に多様である。住民の自治体政策への接近を「情報提供」「公聴」「合議」に区別したとき、そのどの段階に力点を置くかで、住区評議会の構成や活動が変化する。いずれの事例も、「情報提供」「公聴」の機能を果たし、「合議」にどれだけの重きを置くかは、自治体毎に異なる。また、いずれの場合も決定者である市議会に成り代わり決定を行うわけではないものの、市議会の決定に影響を及ぼしうる意見や提案を表明する場が設定されたと評価できる。

また、ここで取り上げたコミューンでは住区評議会だけでなく、その他の審議会組織を多様に設置している。住区評議会がコミューンを空間的に分割し、住区に関連する全てのテーマを扱うのに対し、コミューンの住民を年齢階層によって区分し、当該年齢層に固有の問題を自ら議論する組織(例えば、「子ども市議会」、「若者会議」、高齢者を対象とする「賢人会議」など)、参政権を持たないEU域外出身外国人のための「外国人住民評議会」(ストラスブール市)などのように住民の特定集団を対象にした審議会である。さら

に、「テーマ型」と位置づけられる、「多様性」「健康」「文化」「都市計画」「開発」などを審議する審議会を設置しており、住民が多様な仕方でも政策に接近できる仕組みを工夫している。

(3)「テーマ型」市民参加制度

①「テーマ型」の市民参加は、都市計画案や事業などの決定のたびに行われる「単発型」制度、あらかじめ組織として設置されている「常設型」制度に分けることができる。

②単発型参加制度としては、「公開意見聴取」(enquêtes publiques)、「公開討論」(débats publics)、都市計画法典 L300-2 条に定める「コンサルタシオン」(concertations)などがある。

公開意見聴取は、従来、公共事業における私有地の収用を正当化する「公益の宣言」に先立って行われる事業の公益性についての意見聴取にとどまっていた。それが、1983年7月12日法(ブシャルドー法)によって環境に重大な影響を与えるおそれのある事業についても行うこととされた。現在、公開意見聴取制度は環境法典に規定されており、法によれば公開意見聴取は、「環境に影響を与える決定の作成の際に、公衆への情報提供及び公衆の参加、並びに第三者の利益の顧慮を保証することを目的とする。意見聴取期間中に集められた所見及び提案は、施主及び権限ある当局によって決定を行うために考慮される」(環境法典 L123-1 条)。

ブシャルドー法は公開討論も規定していたが、1995年2月2日法(バルニエ法)により「公開討論全国委員会」(以下、「CNDP」)が創設され、重要な社会経済的争点を持つ、環境に強い影響を与える国民的関心の高い事業に関する討論を実施する権限をCNDPに与えた。しかし、討論実施の義務がないこと、討論の対象が事業の適時性に及ばないこと、討論の結果の実現の義務がないことが問題とされていた。そこで、2002年の「近接民主主義法」によってCNDPに関する規定が改正された。この改正により、CNDPは独立行政機関となり、「国家、地方公共団体、公設法人及び私人の全国規模の利益を有する開発計画及び施設計画が、重大な社会経済的争点を示し、または環境もしくは国土整備への重大な影響を有する限りにおいて、その策定過程への公衆の参加の原則を監視する任務を負う」(環境法典 L121-1 条 1 項)。また、公開討論は事業計画の適時性に及ぶことも可能となり(同 2 項)、市民の参加は、予備調査の段階から公開討論後の段階まで全ての期間において保証されることが規定された(同 3 項)。さらに、CNDPへの付託も一部義務化され(同法 L121-8 条)、公開討論の議事

録公表後3ヶ月以内に施主は討論の内容をどのように反映するか公表する義務が課されることとなった(同法L121-13条)。

CNDPはその設置後、30以上の討論を企画している。具体的には、鉄道路線計画、港湾計画、空港計画、高速道路計画などである。

コンサルタシオンは、地方公共団体及びその団体が都市計画を改定する場合、住民生活に大きな影響を与える開発事業を実施する場合に、「計画の作成期間全てにわたって、住民、地域のアソシアシオン及びその他関係する人々を関与させる」(都市計画法典L300-2条)ことを目的とする手続である。コンサルタシオンの目的と態様は議会で決定される。

このように、フランスでは環境や住民生活に影響を与える可能性のある都市計画案や事業案については、そのたび毎に、自治体や事業主が早い段階から広く市民の意見を聴き、市民が意見や提案を表明できる手続を設けている。

③常設型参加制度としては、1992年2月6日法で設置された「地方公役務諮問委員会」と1995年2月4日法で設置された「地方開発審議会」がある。また、1992年法は市議会に対してコミューンの権限に属する問題に関して市議会議員以外を委員とする審議会(comités consultatifs)の設置を許可している(現在は、地方公共団体の議会に対して設置を許可)。また、法令上の規定に基づかず、市議会が決定の準備段階で住民に諮問する委員会を任意で設置する「市議会外委員会」(commissions extra-municipales)も存在している。コミューンが種々のテーマで設置した審議会はこれらにあたる。

こうした諮問機関は地方公共団体が自由に設置することができるので、その対象や名称は様々である。都市計画や開発に関しては、「参加型都市計画ワークショップ」、「合議委員会」、「都市契約審議会」などである。地方生活に関しては、「地域民主主義委員会」、「コミューン合議審議会」、「地域民主主義ワークショップ」、「コミューン市民権審議会」、「地方イニシアチブ基金」などである。上記の通り、各自治体は、特定タイプの住民を参加させるためにテーマ別に組織を設置している。例えば、「子ども審議会」、「青少年審議会」、「青少年地域圏審議会」、「学生生活パリ審議会」、「年長者審議会」、「外国人住民審議会」などである。住区レベルまたはインターネット・フォーラム形式での設置する場合も多い。

(4)利用者参加

①「地域型」参加制度による住民参加、「テーマ型」参加制度による一般市民・住民の参加意外に、フランスでは特定分野の公役務

(公共サービス)の対象となる市民を「利用者」(usagers)と捉え、公役務の改善のための討議機関に利用者参加を義務づける制度がある。

②例えば医療の分野では、1991年に「患者の権利」が公衆衛生法典に明記され、1996年には病院の理事会に利用者代表の参加が義務づけられた。また、同じ改革において地域圏単位の医療・公衆衛生政策の優先課題を明確にする「地域圏公衆衛生会議」のメンバーとして、職業専門家、政治行政当局担当者、社会・健康保険制度事業者とともに患者と利用者のアソシアシオン代表者が明記された。

2002年3月4日法は「地域圏公衆衛生会議」を地域圏の公衆衛生政策を審議する「地域圏公衆衛生審議会」へと格上げし、利用者代表の参加も明示された。利用者アソシアシオンの代表性を確立するために、アソシアシオンの認可制度(agrément)が創設される。公的機関により認可されたアソシアシオンは当該地域圏の医療・公衆衛生の利用者の代表組織として正統性を付与される。

環境分野においては、すでに紹介した「公開討論全国委員会」の委員25名のうち2名が、全国規模で活動を行う環境保護関連の認可アソシアシオンの代表によって占められる。環境法典L241-1条は環境保護アソシアシオンの認可制度を定めている。

③居住地域に基づき、またはテーマに基づき市民を個人の立場で参加させる手続や審議機関を新に設けるのとは異なり、利用者を代表するアソシアシオンに特権的な地位を与える仕組みであると言える。この認可アソシアシオンに公的政策の審議に接近させるやり方も、従来の代議制民主主義の制度上のルールを超えたものであり、市民参加の一形態であると言えよう。

(5)市民参加制度の意義と限界

①以上のようにフランスはここ20年以上前から、徐々に市民を多様な方法で参加させる手続や審議組織を法制度上整備してきた。このような市民参加制度の設置とその充実、代議制民主主義の制度上のルールに従って投票し、代表者に決定を委任するだけに甘んじることを市民が受け入れなくなっていることに政治的当局が応えようとしているからである。

今日、市民は政治的・行政的権威をかつてほどは信頼せず、情報技術の発達により多くの情報に接することが可能になり、専門的知識を有する市民が増加し、グローバル化し複雑化した社会の中で新しいリスクに敏感である。こうした状況の下で、市民は投票以外の場面で継続的に自らの意見や利害が決定

者によって考慮に入れられることを望んでいる。上で紹介した様々な制度は、市民のこうした要望に応えるものであった。市民に情報提供し、市民の意見を聴き、計画や政策の選択への貢献の場を提供することで、そうした参加の機会を確保する政府の正統性を確保し、決定された結果を部分的に市民の責任に帰することが可能になる。

また、国家をとりまく 1980 年代以降の状況もまた市民参加制度の拡大を促進した。地方分権に伴う国家機能の地方への移譲は、政策の決定と政策の実施の場を近づけ政策を市民の身近なものとし、参加を容易なものとした。それだけでなく、これまで以上に多くの決定を行う必要がある地方自治体は、組織の拡大を伴わずに機能を拡大させるために市民の能力に依存したのである。

②法制度上整備された参加を観察した研究によれば、参加制度には主に 4 つの限界がある。それは、第一に、実際に参加する人々の数は望まれる数よりも少ないということである。第二に、実際に参加する人は参加制度が想定していた人々とは異なるということである。第三に、参加が公的決定に与える影響は限定的であるということである。そして第四に、参加は逆に公的政策の一貫性に悪影響を与える可能性があるということである。

③この限界の内の第三の点は重要である。参加制度は決して代議制民主主義に取って代わるものではない。この点を念頭に置いて市民参加の意義を考えると、次のように言うことができよう。すなわち、市民や政府をとりまく状況の中で、さらに代議制民主主義の決定ルールに対する不満の中で設置され発展した参加制度と参加実践が、逆に代議制民主主義を改善すると。

市民に正確な情報を提供し、市民の意見や提案を聴き、決定者が継続的に市民の意向を考慮している姿を見せることで、決定者の決定に市民は正統性を認めるのである。

(6)おわりに：「共和制モデル」変容の視点から

研究代表者はかつて、「公的領域」と「私的領域」の分離と相互不可侵を原則とする「共和制モデル」の変容を論じた。「共和制モデル」では、市民が選挙で選んだ議員が決定した内容が全国画一的に適用されることが民主主義とされた。本研究で明らかになった参加制度の発展は、一見すれば「共和制モデル」が前提とする民主主義の実践とはほど遠い。

しかし、市民参加が代議制民主主義に取って代わるものでない現状では、市民参加は代議制民主主義に必然的につきまとう「統治者

一被治者」の亀裂と統治者の正統性の低下を補うものでしかない。つまり、市民参加は「共和制モデル」を完成させるために必要なものであると言える。

他方で、市民参加によって、市民が従来の決定者に成り代わる新しい決定者になる、または、市民が従来の決定者とともに決定する (codécision) ことになれば、それは「共和制モデル」とは異なる民主主義の実践である。フランスの市民参加は、いまだその発展の途上である。また、地方分権によって自治体に与えられた決定権の拡大は、「共和制モデル」では十分に説明が付くものではない。今後とも「共和制モデル」変容の視点に立って、参加制度の展開とその到達点を見ていく必要がある。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 1 件)

Yuji Nakano, « La participation politique des étrangers au Japon », *Hommes & Migrations*, juin 2013 (印刷中) (査読有)

[学会発表] (計 1 件)

中野裕二「「共和国」の「市民」と移民—フランスの場合」(課題研究Ⅱ「移民と市民—グローバル世界はどう理解されているか」)、日本比較教育学会、2011 年 6 月 25 日、早稲田大学

[図書] (計 2 件)

①イヴ・デロワ『国民国家 構築と正統化』中野裕二監訳、吉田書店、2013 年、全 209 頁

②Yuji Nakano, "The State That Does Not Recognize Ethnic Groups: The French Case" in Yusuke Murakami, Hiroyuki Yamamoto and Hiromi Komori, ed., *Enduring States in the Face of Challenges from Within and Without*, Kyoto University Press, 2011, pp. 72-83

6. 研究組織

(1) 研究代表者

中野 裕二 (NAKANO YUJI)

駒澤大学・法学部・教授

研究者番号：10253387